

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領

1 評価者

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 総論		30
ア 実施方針	提案のコンセプトや方針が本事業の趣旨に沿ったものとなっているか。	20
イ 供給等実績	人工芝等の多目的スポーツ広場への敷設や 1 施工当たり約 8,000 m ² （サッカーコート 1 面程度）の規模以上の供給等があるなど、豊富な実績を有しているか。	10
2 実施体制		20
ア 維持補修対応	人工芝等敷設後のメンテナンスやアフターフォローの体制が構築されているなど、必要に応じた適切な維持補修の対応が十分なものであるか。	10
イ 緊急時の対応	迅速なバックアップ体制が構築されているなど、緊急時における対応が十分なものであるか。	10
3 個別機能		40
ア 競技性	利用を想定している野球、ソフトボール、サッカー等の競技が実施可能であるなど、多目的スポーツ広場に適したものであるか。	10
イ 快適性	温度上昇抑制やクッション性など競技中の身体への影響の低減効果があるなど、快適な競技環境に資するものであるか。	10
ウ 耐久性	経済面（劣化しにくく長期使用が可能、長期の保証がなされているなど）や環境面（マイクロプラスチックが発生しにくいなど）といった多方面における効果があるなど、耐久性の向上策が講じられているものであるか。	10
エ 環境性	環境保全に着目する等、立地を考慮した河川等への影響の抑止効果があるかなど、周辺環境等に配慮されたものであるか。	10
4 その他		10
ア 特筆すべき事項	本市にとって有用な提案が記載されているか。（ライフサイクルコストの提案を含む。）	10
合計		100

評価基準は以下のとおり。

評価基準	配点 20 点の場合	配点 10 点の場合
極めて優れた内容である。	20 点	10 点
十分な内容である。	16 点	8 点
必要最低限の内容は満たしている。	12 点	6 点
やや不十分な内容である。	8 点	4 点
不十分な内容である。	4 点	2 点

3 評価方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を原則とする。
- (2) 各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (3) 得点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 応募資格確認

応募資格の確認は、事務局において、所定の書類に基づき実施し、その結果を書面で応募者へ通知する。

応募資格が確認された者から提出された企画提案書を審査の対象とする。

(2) 審査委員会における順位の確定

ア 各委員において、個々に評価する。

イ 評価点の集計及び順位整理（事務局）

ウ 事業候補者の特定

※本市は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者を選定する。

最も相応しい企画提案を行った者を事業候補者として協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、最も相応しい企画提案を行った者との協議が整わなかった場合は、次点者を、次点者と協議が整わなかった場合は第3位者を事業候補者として協議を行い、協定を締結する。なお、第3位者と協議が整わなかった場合は、当該公募型プロポーザルの打ち切りを行う。

5 選定の対象外となるもの

- (1) 見積価格が、本市が示す基準額を超えるもの
- (2) 評価点合計の満点(100点)に対して6割未満のもの

6 審査結果の公表

事業候補者の特定後、結果をすべての応募者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者の商号又は名称、評価結果について、広島市ホームページ等で公表する。なお、商号又は名称の公表は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者の者のみ行う。